

## ■車両参加規程

### ▽参加車両規定

- ・1985年までに生産されたオリジナルの車両であること。  
※1985年以降の生産年式であっても継続生産された車種、同一型式の場合は参加可能。
  - ・歴史的、文化的かつ時代を象徴する車両であること。
  - ・レプリカ車の参加は認めません。(事務局で許諾した車両を除く)
  - ・**必ず無改造車であること。**またオリジナルの形状、仕様を維持していること。  
また本来の車種、グレードなどを変更したプレート、エンブレムなどの装着を行わないこと
  - ・開催当日、自走可能な車両のこと。車検の有効期間が残されていること。  
特別参加車両を除いて、仮ナンバーでの参加は認めません。
  - ・**各日の受付～閉会式までの開催中、会場に展示可能であること。**
  - ・その他事務局が、特に必要と参加を認めた車両。
- ※参加車両に関しては、申込みをいただき次第、事務局で審査を行います。

### ▽その他の開催、参加規程

- ・参加車両のオーナーは、テーマ・開催コンセプトの趣旨を理解し、要請があった際には、市民との交流、自車の解説や歴史、文化などの説明を自らが行うこと。  
※展示車両の歴史的、文化的な価値を市民が体感、体験できること。  
※参加の際は、オーナーがすすんで一般市民と対話できる環境をつくること。
- ・事務局で制作する展示車両解説パネルなどを必ず添付すること。
- ・参加車両の管理は必ず参加者各自が行なうこと。
- ・会場までの移動は、オーナー自らの責任で行なえること。
- ・別紙参加誓約書に基づき、実行委員会、事務局の決定事項に従うこと。  
会場内外での事故は全て車両所有者または運転者の方の責任となります。  
展示車両に起因する来場者の事故に関しても同様です。

### ▽会場内での禁止事項①

#### 実行委員会の許可の無い下記の行為は禁止します。

- ・飲食物、物品、車両、車両部品パーツなどの販売行為。
- ・企業PRや、広告物の配布、各種催し物、会員などの勧誘行為。
- ・「セール、価格」などの販売に関する表示。
- ・屋台またはそれに類する飲食物の販売。

※上記の行為を行う場合は、協賛社、団体扱いとなると共に、別途勾当台公園市民広場を管理する、仙台市建設局公園課ならびに保健所などへの各種届出が必要となります。

### ▽会場内での禁止事項②

- ・参加ドライバーの飲酒行為。
- ・開催を妨げる迷惑行為。

※昨年、参加者特にドライバーが、会場内で飲酒行為を行っているのではないかと指摘を頂きました。  
このような行為は次年度開催に影響いたしますので、絶対に行わないでください。